

協議第42号

合併の期日の変更について

合併の期日の変更について協議する。

平成16年6月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	1 - ( 2 )	合併の期日
<p>平成15年12月24日に開催した第1回合併協議会において確認された合併の期日について、下記のとおり改める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。」を「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」に改める。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

## 合併期日を平成 17 年 4 月 1 日とする理由

従来の合併特例法においては、平成 17 年 3 月 31 日までに合併が行われることを要件としているため、本協議会も「平成 17 年 3 月 31 日までに合併する。平成 17 年 3 月 1 日を目標期日とする。」としていた。

このほど同法の改正があり、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併を行ったものについては現行合併特例法の規定を適用することとなった。

合併の期日は、本来、通常の会計年度の始期と合わせることが最も妥当であり、従って、合併期日を平成 17 年 4 月 1 日とする。